

令和6年度 アートシアター使用の手引き

- 1 アートシアター貸出の目的
県民の文化、芸術の振興等のために映像の上映を行う場として施設を無償で提供するものです。
- 2 使用許可の基準
次のいずれかに該当する映像の上映を行う場合に限り、アートシアターの使用を許可します。
 - (1) 文化、芸術の振興に関する内容であること。
 - (2) 県または市町村が主催・後援する公共性、公益性を有する内容であること。
 - (3) 館長が特に認めた場合。
- 3 貸出可能期間
開館日の最長連続する3日間
※10:00～16:00の間、自動リピートにより再生します。
※他の主催者の使用や美術館主催の行事等の関係で、ご利用になれない日時があります。
事前にお問い合わせください。
- 4 申し込み時に提出するもの
アートシアター使用申込書・・・・・・・・・・・・・・・・・・1部
※使用を希望する日の1ヶ月前までに必要書類を提出してください。
- 5 会場の概要
 - ・ プロジェクター
 - ・ ブルーレイディスクプレーヤー
 - ・ スクリーン (2.5m×4m)
 - ・ 座席 (42席)
- 6 使用にあたって
 - ・ 以下のものを使用日の3日前までにご提出ください。
 - ブルーレイディスクまたはDVD (一般のブルーレイプレーヤーで再生可能なものを1枚のディスクにまとめてください。その他の記録媒体での上映はできません)
 - 掲示用ポスター (掲示を希望する場合のみ。館内エントランスにA3版タテ以内2枚、アートシアター前にタテ75cm×ヨコ64cm以内1枚を掲示できます)
 - 配布用上映作品リスト・チラシ等 (配布を希望する場合のみ、アートシアター内の机(40cm×60cm)の上に置くことができます。本事業と関係のないもの、営利を目的とするものは配布できません)
 - ・ 上映作品等に係る著作権、肖像権等に関する申請手続きは使用者が行ってください。
- 7 禁止事項等について
※以下に該当する場合、使用の取り消しを求めることがあります。
 - ・ 物品の販売、入場料金の徴収や宣伝等、営利を目的とする行為
 - ・ 公序良俗に反するものの上映
 - ・ 館内の静かな環境の妨げとなる音漏れ
 - ・ 指定された場所以外の掲示物(チラシ、ポスター等)の設置
 - ・ 申込書の内容に偽りがある
 - ・ 施設等を使用する権利を他に譲渡し、または転貸すること
 - ・ 暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認められること
- 8 その他
ご不明な点等がありましたら、下記にお問い合わせください。
県立美術館 学芸課 企画・普及担当 電話 0985-20-3328